

仙台市若者就労・定着支援事業 仕様書

1 業務名 仙台市若者就労・定着支援事業

2 業務目的

コロナ禍により就職が困難な状況に置かれた新卒者や内定取り消し者、非正規雇用で働いている者や職を失った若者等のうち正規雇用での就労を希望する者を対象に、マッチングイベントの開催等を通じ就職支援・定着支援を行い、第2の就職氷河期世代の出現を防ぐとともに、地元企業の人材確保及び地域経済の活性化に繋げる。

3 見積金額上限額

5,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日

5 業務概要

正規雇用を希望する主に20代の若者（35歳まで対応）を対象にマッチングイベントの開催等を通じ、正規雇用・職場定着につながる支援を行う。主な業務は以下のとおり。

- (1) 対象となる若者の集客・問い合わせ対応
- (2) マッチングイベントの開催及び企業と参加者のマッチング促進
- (3) 就職後の定着支援

6 事業目標

- ・非正規雇用や無職等の若者を20名以上、正規雇用での就職に繋げること。
- ・マッチングイベントを2回以上開催すること（1開催あたり参加企業10社以上）

7 業務内容

下記業務については取組必須とし、効果的な内容や手法、スケジュール等について分かりやすく提案すること。また、下記に記載のない業務についても、就職支援・定着支援に際して効果的なアプローチや手法がある場合は、積極的にこれを提案するものとする。

- (1) 対象となる若者の集客・問い合わせ対応
 - ・2 業務目的に掲げる対象者への事業周知方法および対象者の集客方法、マッチングイベントへの参加を前提に支援を行う者の選定基準等について具体的に提案すること。
 - ・問い合わせ者に対しては、本事業への参加有無にかかわらず、必要に応じて国や県内その他支援事業を案内するなど、就労支援に繋げること。
 - ・本市の外郭団体である（公財）仙台市産業振興事業団では、無料職業紹介事業やキャリアコン

サルティングを実施していることから随時連携すること。

(2) マッチングイベントの開催及び企業と参加者のマッチング促進

① マッチング率の向上を図るためのイベント前の取り組み

マッチングイベントにおける参加企業と求職者とのマッチング率向上に向け、イベント前に実施する研修等の支援策について、具体的な内容を提案すること。

② マッチングイベントの開催

・具体的な内容を提案すること。

※例：合同就職面接会の実施（開催概要・参加企業数・集客目標等も記載のこと）

※開催規模、実施回数などは提案による

・積極的な周知・広告を通じ、参加企業を幅広く募集すること。

・実施時期とその根拠を示し提案すること。

・仙台駅周辺など市内中心部の利便性の高い会場を企画提案者が提案すること。

会場については受託者の責任と負担において確保すること。

・開催規模に合わせて運営スタッフを配置し、会場設営等の準備を適切に行うこと。

準備物品については、受託者の責任と負担において確保すること。

新型コロナウイルス感染症防止のため、衛生管理等適切な対策を講じること。

③ イベント後における企業と参加者のマッチング促進

マッチングイベントにおいて、コンタクトをとった企業と求職者のマッチングを促進するために、イベント後に実施する研修等の支援策について、具体的な内容を提案すること。

(3) 就職後の定着支援

(2) 記載のマッチングイベントを契機に就職が決定した方に対し、就職後の定着支援を行うこととし、具体的な内容を提案すること。

8 事業計画及び実績報告

(1) 業務委託契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。また、事業実施中においては実施状況報告書を、事業完了時には実績報告書を提出すること。

(2) 成果物の納品

- ・ 業務内容 7 (1)～(3) について、実施状況報告書を A4 紙の紙媒体及び電子媒体で納品すること。
- ・ 参加者及び参加企業にアンケートを実施のうえ効果等を検証し、実施状況報告書を提出すること。
- ・ 実施状況報告書は各事業実施後速やかに提出すること。

9 業務委託料の支払い

業務委託料の支払いについては実績報告に基づく完了払いとする。

10 その他

(1) 業務の実施に当たっては、仙台市個人情報保護条例を遵守することとし、知り得た個人情報の取

り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(2) 個人情報保護に関わる事故等が発生した場合は、直ちに市へ全て報告し、対応策を協議すること。

(3) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」、及び別添「個人情報の取り扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(5) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。